

○福井県後期高齢者医療広域連合公印規則

〔平成19年2月1日
規則第5号〕

平成19年4月1日規則第16号
令和3年4月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公印の取扱い等に関し別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 「公印」とは、庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、寸法、ひな型、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 保管者は、公印の保管及び取扱いについて、所属職員のうちから、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を指名することができる。

(平19規則16・一部改正)

(公印の保管等)

第4条 保管者及び取扱者は、公印を取り扱い、盜難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 保管者は、公印の盜難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、整理するため、総務課に公印台帳（別記様式）を置く。

(平19規則16・一部改正)

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 保管者は、公印を新調、改刻又は廃止するときは、総務課長に合議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を新調又は改刻したときは、総務課長を経て、公印台帳に登録しなければならない。

3 保管者は、改刻又は廃止して不要となった公印は、総務課に引き継ぎ、5年間保存しなければならない。

4 前2項による登録及び引継ぎは、事実発生後5日以内に終了しなければならない。

(平19規則16・一部改正)

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当該保管者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してもはならない。ただし、やむを得ない理由により当該保管者の承認を受けたときは、この限りでない。

（印影の印刷）

第8条 公印は、必要があると認めるときは、当該保管者の承認を受けて、公印を押印すべき文書に公印の印影を刷り込むことにより押印に代えることができる。

2 公印の印影の印刷は、拡大し、又は縮小してすることができる。

3 第1項の規定により公印の印影の印刷を行った文書については、不正の目的に使用されないよう厳重に保管するとともに、不要となった場合には、焼却、溶解、裁断その他適切な方法により廃棄しなければならない。

4 第1項による印影の原版は、保管者が保管するものとする。

（電子公印）

第9条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、総務課長に会議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 電子公印を使用する事務の所管課長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。

（平19規則16・一部改正）

（公印取扱い調査）

第10条 総務課長は、公印の取扱いについて必要があると認めたときは適時調査することができる。

2 前項の規定により必要があると認めたときは、当該公印に関する報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

（平19規則16・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	使用区分	保管者	個数
福井県後期高齢者医療広域連合印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 之 印	広域連合名をもってするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合長印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 長 印	広域連合長名をもってするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 長 職 务 代 理 者 印	広域連合長職務代理者名をもってするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 副 広 域 連 合 長 印	副広域連合長名をもってするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合会計管理者印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 会 計 管 理 者 印	会計管理者名をもってするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合事務局長印	てん書体	方21	福 井 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 事 務 局 長 之 印	事務局長名をもってするとき。	総務課長	1

福井県後期高齢者医療広域連合課長印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合課長之印	課長名をもつてするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合出納員印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合出納員印 ○ ○ 課	現金を収納するとき。	各出納員	2
福井県後期高齢者医療広域連合選挙長印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合選挙長印	選挙長名をもつてするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合構成市町調整会議幹事会幹事長印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合構成市町調整会議幹事会幹事長之印	構成市町調整会議幹事会幹事長名をもつてするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会印	情報公開・個人情報保護審査会名をもつてするとき。	総務課長	1
福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会長印	てん書体	方21	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会長印	情報公開・個人情報保護審査会長名をもつてするとき。	総務課長	1

別記様式（第5条関係）

公印台帳

名称			
保管場所		保管者	
使用区分			
書体		寸法 たて mm	よこ mm
使用開始	年 月 日		
廃止	年 月 日		
印影		印材	
		色	
備考			